

公立宍粟総合病院 感染性医療廃棄物収集運搬処分業務仕様書

総則

この仕様書は、公立宍粟総合病院（以下「発注者」という。）が委託する感染性医療廃棄物収集運搬処分業務について、必要な事項を定める。

- 1 件名 感染性医療廃棄物収集運搬処分業務（単価契約）
- 2 納入場所 宍粟市山崎町鹿沢 93 番地（公立宍粟総合病院）
- 3 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間）

4 仕様

（1）容器の基準

- ・容量は 40～100 L の範囲とし、材質はプラスチック製、ダンボール製又は金属製とする。
※現在は次のものを使用中
- ・鋭利なもの プラスチック製 50 L と 70 L
- ・鋭利でないもの ダンボール製 100 L
- ・紙オムツ ダンボール製 60 L

（2）年間排出予定量

- ・鋭利なもの 290,000 L
 - ・鋭利でないもの 70,000 L
 - ・紙オムツ 280,000 L
- ※令和 7 年 4 月～12 月の実績から 1 か月平均を算出し、年間排出量を算定
※鋭利なものの排出割合は、50L 容器が約 7 割、70L 容器が約 3 割

（3）容器の回収

- ・週 2 回以上行うこと。

（4）足踏み式容器開閉台の無償貸出し

- ・数量は（1）のうち、鋭利なもの用 38 箇所 38 台（令和 7 年度は 50 L 用を使用）とし、その他容器の開閉台は落札後の協議とする。

（5）電子マニフェスト

- ・年間 50 トン以上の排出予定のため、電子マニフェストに対応すること。

5 入札

- （1）入札価格は、仕様書に定める内容及び収集運搬処分にかかる費用等を含めた種別毎の単価に年間排出予定量を乗じ、各種別の総額を記入すること。（消費税は含めない。）
※単価（税抜き）は、容器の仕様にかかわらず 1 L 当たりの金額を記入すること。
※容器の容量や寸法がわかる仕様書を添付すること。
- （2）本件入札は総額方式で落札決定を行います。契約については種別毎の単価契約とします。

6 その他

- （1）年間排出予定量は見込みであるため、最低発注数を保証するものではない。
- （2）本件は事業に係る予算が議決され、その予算が執行可能となることにより効力を生じる。
- （3）この仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者の双方が誠意をもって協議し、定めることとする。